

戦後「冷戦」期のカリフォルニア州における
本格的教科書攻撃の実相

——「アメリカの構築」(Building America) 論争——

高松短期大学 古賀一博

Abstract

**The Actual Circumstances of the Major Textbook Attack in the State
of California in the Cold War Period after World War Ⅱ**

—— The “Building America” Controversy ——

Kazuhiro KOGA
Takamatsu Junior College

In our country, studies of American textbook administration have mainly laid on the level-comparison of specified matters in each state, or on clearing up fundamental legal issues in the educational cases concerned. However, we have not made an earnest historical study on the expansion process of textbook administration in each state of America.

Therefore, this paper, part of the above-mentioned historical study, attempts to clarify the actual circumstances of the major textbook attack in the state of California in the cold war period after World War Ⅱ, to consider the significance of the attack with particular reference to the expansion process of the California state textbook administration.

This paper consists of the following sections:

I Introduction

1 The whole conception of the study

2 The purpose of this paper

II The outline of historical changes in the California state textbook system

III The actual circumstances of the major textbook attack in the state of California
in the cold war period after World War Ⅱ

1 The background of the textbook attack

2 The concrete circumstances of the “Building America” Controversy

IV Conclusion

[I] 研究目的

(1)全体構想

一般に、教育内容行政を始めとする米国の教育行政システムは地方分権型とされるが、連邦と州との関係においては、このことは異論のないところであろう。しかし、これを州と地方との関係においてみた場合、前述同様、地方分権型ととらえうるタイプの州もあれば、むしろ南部や西部の諸州に代表されるように州集権的色彩の強い州も存在しており、米国における州・地方間の教育行政システムは極めて多様な状況にあるといえる。¹⁾

これまで、我が国における米国教育内容行政、なかでも教科書行政の研究は、全米各州における一部特定事項（例えば採択権限の所在や無償化の有無等）に関する平面的比較分析や教育判例上にみられる基本的法原理等の解明を中心とした研究²⁾が散見されるにすぎず、各州レベルにおける教科書行政の、しかもその歴史的発展過程までをも対象にした研究への本格的取組みは皆無に近かったように思われる。

従って、正確な意味で、米国全体における教科書行政の歴史的発展・変容過程の動向と具体的な態様を総合的に解明するためには、当然ながら、これら地方分権的、あるいは州集権的教育行政システムを採用する諸州それぞれにおける教科書行政の発展過程とその実態の解明、さらにはそれらをもとにした各州間の比較検討と類型化が不可欠である。

その場合、まず予備的考察として、それらのシステムを採用する諸州の中から、いくつかの典型的タイプと判断される州を取りあげ、その発展過程及び態様を明確化し、類型化の手掛りを探ることが必要となろう。

(2)本小論の目的

そこで、上述研究構想に基づく研究の一環として、本研究は、さしあたり、歴史的にみて州集権的教育行政の典型的州の一つと考えられるカリフォルニア州に注目し、同州における教科書行政の歴史的発展過程とその具体的な態様の解明を意図している。³⁾

本小論は、その第五報として、戦後「冷戦」期のカリフォルニア州における本格的教科書攻撃を、特に第一次の攻撃である「アメリカの構築」(Building America) 論争を中心に論及し、かかる攻撃が同州教科書行政史上どのような意味をもつものであったかを考察しようとするものである。

[II] カリフォルニア州教科書制度の歴史的変容の概略

[州教科書採択制度の成立と展開]

カリフォルニア州における教科書制度は、1863年法の制定及びその施行によって、初めて実態として出現するが、1879年からの5年間を除けば、一貫して州集権的システムによる運営がなされてきた。当初、同制度の骨子は、「州教育委員会に州内全ての公立初等学校において使用される統一的教科書を採択する権限を付与する」とともに、かかる教科書購入に関する費用を親の支弁とするものであった。同制度における州側の主たるねらいが、学区間転居の増大に伴う親の不必要的出費をなくすことと教育内容を始めとする学校制度の発達に遅れをとっていた郡部住民に対する一定水準の教育の保障であったため、同水準の教育を確保し得ると考えられる都市部の学区に対しては、州統一教科書の使

用を強制していなかった。⁴⁾

〔州教科書刊行制度の導入〕

ところが、その後、教科書費用の軽減及び地方学区当局と出版業者との不正取引の防止を最大の理由として、同州教科書制度は、学区関係者らの強い反対にもかかわらず、上述都市部学区をも包摂する州内全域を対象とした統一教科書の採択とその使用を要求する方向へ転換していった。そして、その補強的機能を担う存在として出現してきたのが1884年憲法修正にみられる州教科書刊行制度であった。同制度の骨子は、「州教育委員会に州内コモン・スクールにおいて使用される統一教科書を編集するか、あるいは編集させ、同教科書を採択する権限と責任を付与する」とともに、「かかる教科書を州印刷局において印刷刊行する」というものであった。しかしながら、この州教科書刊行制度は、前述のごとく、教科書費用の軽減及び地方学区関係者と出版業者との不正取引防止の徹底をその眼目として出現したものであったために、商業ベースの市販用教科書と比べて質的見劣りは否めず、学区関係者や現場教師の反応は極めて低かった。⁵⁾

〔州教科書刊行制度の改革〕

そこで、州教育委員会は、このような教科書の質的問題を解決すべく、様々な改善策を展開するが、その切り札として登場してきたのが1903年法に見られる州教科書刊行制度の抜本的改革であった。この改革によれば、それまで州教育委員会自身が編集するか、あるいは同委員会関係機関において編集させることしか認められていなかった従来の教科書作成業務に加え、「出版業者の所有する版権を購入あるいは賃借」して教科書を作成することをも許容した上で、それを州印刷局において印刷刊行するというものであった。当初、現場の教師たちは、教科書の質的問題に関する一定の進展を期待して、同制度の改革に好意的姿勢を示した。確かに、それまで商業ベースの教科書を一切拒否していた従来の制度に比べて、版権の購入、賃借という一定の制限付きではあるが、利益追求の機会が与えられたために、出版業者らもかなり厳しい入札競争を展開し、その結果、教科書の内容上一定の質的改善が達成されたとの報告もあった。しかしながら、州側の教科書政策が依然内容の質的向上よりも作成費用の軽減にその力点を置くものであったために、結果としては、教科書作成費用の軽減には一定の功績が認められたものの、教科書内容の質的問題の解決には州側の報告ほどの貢献は見られず、教科書内容の質的改善を求める教師らの根強い反対が再燃することとなった。⁶⁾

〔無償教科書制度の実現〕

同州において州教科書制度が発足して以来、州教育行政機関関係者は、再三にわたって無償教科書法の制定を働きかけてきたが、当時の同州学校制度は、ようやくレイトビルの廃止によって授業料不徴収という意味での公教育制度への転換を終えたばかりであり、教科書の無償化にまでは財源的余裕が存在していなかった。しかも、保守的財政政策を展開する州知事部局の抵抗は極めて大きく、州議会による無償教科書法案の可決も州知事の拒否権発動によって挫折に至らしめられる状況すらあった。ところが、今世紀に入り、社会改革的立法化の時代を迎え、進歩的社会改革の趨勢は、多くの人道主義的、社会福祉的関係立法の制定を成功させるが、この時流とあいまって、カリフォルニア州における無償教科書法も1912年ようやくその成立を見る。確かに、無償教科書法の成立とその実施は、同州における学校教育の実質的機会均等、とりわけ経済的に恵まれない家庭の児童のそれを大きく保障するものであり、その意味における意義は極めて高く、このことを何等軽視するものではないが、同州における教科書無償化の実施には、もう一つ前述した「州統一教科書採択制度及び同刊行制度存

続のための重要な補強的戦略」が意図されていた点も注目しなければなるまい。すなわち、「州によって採択した教科書を、州機関において印刷刊行し、しかも無償にて州内全児童に提供する」ことにより、親の直接的な経費負担を削減するのみならず、従来の教科書制度をめぐり依然として指摘され続けてきた「出版業者と地方教育行政当局者との不正問題」に有効な対策を提示して、先に成立した州統一教科書採択及び刊行制度に対する根強い反対意見を封じ込め、同制度を側面からバックアップしようとしたのであった。⁷⁾

〔州教育課程委員会の設置〕

教科書無償化の実施に伴い、それまでカリフォルニア州教科書制度が内包し続けてきた「不正問題」に一応の対処策が展開されたものの、もう一つの懸案課題であった教科書内容の「質的問題」は、依然決定的改善策が講じられないままであった。その主たる原因是、州教科書政策が教科書内容の質的維持よりも教科書費用の軽減に依然その力点を置いていたことと、教科書内容の決定過程において州教育行政機関関係者以外の意見を幅広くかつ有効に反映し得るシステムを有していなかったことに集約できよう。

かかる懸案事項を内包したカリフォルニア州教科書制度は、今世紀初頭より全米的な拡がりを見せた教育課程の科学的研究運動や進歩主義的教育運動の影響を強く受けた州内地方教育行政関係者や現場教師集団による教育課程の制度的改革要求の余波を直接被ることとなった。具体的には、上述州内の動きを受けて、州教育行政当局は、同州における教育課程の調査研究に着手するが、同調査研究は、「教科内容及びその数の精選化」を焦眉の急とする提言を行う中で、「教育課程に及ぼす特定利益集団の影響」と教育課程関係立法策定の際の「州議会と教育専門家との非協力体制」を厳しく指摘した。そこで、州教育行政当局は、かかる研究提言に基づき、州議会に対し制定法で規定する教科数を精選化することを精力的に働きかけ、いち早くそれを達成するとともに、新しい州教育課程の策定にあたり、前述「特定利益集団の影響」を排除し、「非協力体制」を改善する具体的方策として州教育課程委員会の設置を提唱し、1927年州議会は、その設置を決定したのである。

このようにして設置された州教育課程委員会は、州教育委員会に対して「州内公立学校のコースオプスタディーに関する研究とその最低基準の設定及び勧告、さらには教科書の評価基準の作成と州採択教科書の勧告」をその職務として、州内各地より選ばれた10名の教育専門家から構成されていた。同委員会の功績は、先ず、州教科書採択基準として従来優先されていた「費用の軽減」を転換して、教科書内容の「教育的利点」を重視した勧告方針を採用したことと、勧告教科書の審査過程において広く州内の教育専門家の意見を反映し得る方策を講じたことであった。しかも、当初、採択権者である州教育委員会自身が、教育課程委員会の勧告が全員一致であることを条件に、同勧告内容を全面的に支持する方針を採用したことにより、カリフォルニア州教科書制度の運用において、ようやく教科書内容の「質的向上」に向けた取り組みが本格化されることになった。⁸⁾

〔州教科書採択制度の混迷と再構築〕

「州教育行政機関外の幅広い教育専門家を登用して地方教育当局や現場教師の意志を可能な限り反映し、以て州内全域に質的レベルの高い教科書を提供」するために設置された州教育課程委員会の教科書内容の「質的向上」に向けた本格的取り組みは、しばらくの間順調に行われるが、州教育課程委員会の勧告内容に対する州教育委員会の採用方針がその後突如変更されたために、州教科書採択制度は、一時的な混迷期を迎えることとなる。すなわち、州教育委員会と州教育課程委員会との間で州教

科書の実質的決定をめぐる主導権抗争が、1936年国語教科書の採択を契機として顕在化することによって、新しく発足した州教科書採択制度の期待されるべき役割は、その後7年間にわたって、大きく停滞したのである。法制度上、採択権を保有する州教育委員会の採択過程において教育課程委員会の勧告内容を受け入れる義務がなかったことと、州教育行政機関とりわけ州教育委員会と出版業者との癒着防止の措置が欠如していたために、州教育委員会は、教育課程委員会の勧告内容を無視して、特定出版業者の教科書を採択する暴挙に出た。結局、最終的な決着は司法の場に委ねられることとなつたが、司法当局は、採択手続のやり直しを命じることで、実質的に「教育課程委員会の勧告内容を州教育委員会が受け入れるべき」との判断を提示して、両委員会の対立はようやく終息を見た。

州教科書の実質的決定に関する主導権をめぐり、7年間に及んだこの両委員会の確執抗争は、同期間中の州国語教科書不在という多大の犠牲を払ったものの、州教育課程委員会設置当初の「勧告→採択」パターンが復活・定着し、州教科書制度上、同委員会に期待される機能が再び十分に發揮される上で、極めて重要な出来事であった。⁹⁾

以上、極めて概略的ではあるが、カリフォルニア州教科書制度の歴史的変容過程を素描してきた。そして、かかる変容過程を経た同州教科書制度上、新たな問題として出現してきたのが、以下本小論において論及する「アメリカの構築」論争であった。

[Ⅲ] 戦後「冷戦」期のカリフォルニア州における本格的教科書攻撃の実相

(1) 教科書攻撃の背景

① マッカーシー時代 (McCarthy Period) の到来

周知のように、第二次大戦終結直後からの数年間にわたり、「米国は、新たな国際的勢力提携にそった対外政策の再調整に前例のない圧力を経験した」¹⁰⁾といわれている。とりわけ、ソ連との関係は、緊張し、戦時の同盟関係から戦後の対立関係への転換は、かなりの政治的大変動を引き起こした。マッカーシー時代 (McCarthy Period) と呼ばれたこの時期、「共産主義の影響が、全ての自由主義的思想の中に誤って読み取られることとなり、民主主義的な政治討論は危険分子とのす早い攻撃によって途絶されがちであった」¹¹⁾とされる。

教育の現場に目を投じても、1946年から1955年の間、国内を通して、「教育における破壊分子対策の守護者として極めて多くの小さな監視組織が誕生し、かかる組織は、国内を通しておよそ300にも上る」¹²⁾と言われた。このような中、カリフォルニア州では、州議会が学校職員の共産主義と目される活動に関する調査を行い、全ての公立学校教育関係者に忠誠宣誓を要求する制度の成立に向けて多くの時間を傾けていった。当初、かかる忠誠宣誓は、州立大学の職員にのみ制限されたものであったが、その後全ての公務員を対象とする方向に拡張強化された。カリフォルニア州における教育現場のかかる右傾化状況を、Hulburd は次のように論述している。

「多くの学区において、国際連合に関する教授をめぐって熱狂的興奮がわき起つた。南カリフォルニアの市、Pasadena では、学区行政を混乱させ、学校に対する公的信頼を崩壊させることに成功した過激主義グループが、学校制度に対する攻撃を開始した。その領域は、教科書の選定を含み、多くの教育実践に対する右翼運動の“政治的闘争の場”(hot spot) を呈していた。」¹³⁾

Hulburd の指摘の中にもあるように、当時の右翼的攻撃は公教育全般を対象とした広範囲かつ極め

て強力なものであり、当然ながら州教科書制度に対しても本格的かつ組織的攻撃が展開された。当初、カリフォルニア州教科書制度に対する右翼的攻撃は、主として州教育委員会及び教育課程委員会などの、法によって教科書採択の責任を委された個人とグループ、に対して向けられた政治的攻撃にしばしば集中していた。例えば、Raywidは、この状況を以下のように解説している。

「明白なルール無視の習慣、個人及びグループに対する無責任でセンセイショナルな無差別の非難、教科書採択手続において用いられている適法手続（due process of law）に関する無視と蔑視、公的職員の動機及び行為に対する執念深い疑い、教科書採択はアメリカ人の生活様式を破壊しようとする国際的な陰謀の一部であるとする固定観念、これらの要素全てが攻撃者自身で、おそらく無意識的であろうが、民主主義を打倒しようとする要因を作り出していることを示している。」¹⁴⁾

勿論、歴史的にみてカリフォルニア州における公立学校教科書採択に関連した政治的攻撃は、今回が初めてであった訳ではなく、古くは、1866年に当時州教育長であったJohn Swettがかかる攻撃の存在を報告しているし、その後、1879年修正憲法採択の前にも政治の問題と教科書制度が密接不可分であった事実の指摘、さらには1912年教科書無償化のための憲法修正のためのキャンペーン中にも政治的汚職に対する非難攻撃が展開されたことなどが看取される。¹⁵⁾しかしながら、教科書をめぐり展開されたこれらの非難攻撃に比べ、今回の教科書攻撃は極めて強大であり、カリフォルニア州教育史上、初めての本格的かつ組織的攻撃であったといえよう。

また、来述のごとく、今回の教科書攻撃は、いわゆる「反共思想」を露骨に叫ぶマッカーシズムを直接の背景として出現してきたものであったが、同時に戦時に伴って必然的に顕在化する愛国心高揚の動きと巧みに融合し、拡大展開されたものであった。従来米国の公教育には、伝統的にアメリカニズムの高揚という作用が大きく期待されてきたが、特にそれは戦時における愛国心高揚という形をとって大きく展開されてきた。カリフォルニア州においても、この動きは、第一次大戦の頃よりはっきりと出現し、第二次大戦から大戦後の「冷戦期」に、より先鋭化してきていた。この愛国心高揚の動きと前述の反ソ、反共思想とがあいまって、第二次大戦直後、カリフォルニア州において出現してきたのが、以下本稿で論及する第一次の本格的教科書攻撃である「アメリカの構築」論争である。

②「教科としての社会科」に対する関係行政機関内の認識の相違と関連教材の内容上の不備

教科書攻撃の背景としては、もう一つ「教科としての社会科」に対する関係行政機関内の認識の相違と関連教材の内容上の不備があげられる。すなわち、州内全体にわたる社会科の主題・内容に関する学年配置をめぐり、州教育省と州教育委員会・州教育課程委員会との間に見解の相違が生じたことが、結果として攻撃者側に「州教育委員会は価値的に不確実な教科の意図的導入を企てている」との危機感を増大させ、加えてそこにおいて準備された教材も内容的に不備な点を内包していたことが、攻撃者側に恰好の攻撃目標を与えることとなったと考えられる。

具体的には、1941年、州教育省は、州全体にわたる社会科の主題に関する学年配置の研究を主導したが、省内の初等教育局は、「州統一教科書採択制度に基づき準備される教科書は、社会科教授に関する限り不適当であり、教師はそれに替わって隨時変更のきくカリキュラム教材に依拠すべき」と主張し、結局のところ州全体にわたる社会科の主題に関する学年配置には殆ど統一性の必要がないとの結論に至った。¹⁶⁾

にもかかわらず、州教育委員会と州教育課程委員会は、州全体の学校組織にわたって配置される教科書を創案することによって、同教科における統一性の基準確立を指向しようとした。具体的には、

専門家の諸団体、教師及び指導主事、さらには学区が、同教科のコースオブスタディーの原案を提出したり、同計画の積極的援助を申し出たりすることによって協力し、提案された社会科の全体構造の予備的な草案に基づいて、州教育委員会は、1945年、第4学年から第8学年までの主題配置を承認、出版業者からの入札を要求した。教育課程委員会は、評価過程において教育行政関係者や教師を参加させる従来の手続に沿って、1946年7月、社会科における基本的教科書と補助（副）教材の採択本を勧告した。州教育委員会は、教育課程委員会の勧告を慎重に審議するとともに、各委員には勧告された書物の検討用見本図書が提出された。¹⁷⁾

これらの書物の中に、時事問題及び歴史的重要事項を幅広く主題として取り扱った各巻10章からなる（初めは分冊の小冊子）三つの巻が含まれていた。これらが、問題となる「アメリカの構築」シリーズである。

そこで、この問題とされた「アメリカの構築」シリーズの概要であるが、同シリーズの一巻は、第7学年の補助（副）教材として勧告され、残り二巻は、第8学年用補助（副）教材として勧告されたものであった。もともと国内の多くの公立学校、さらには軍隊を含む政府機関において長く活用されてきたこの教材は、初めNEAの援助奨励を受けてスタンフォード大学のPaul R. Hanna教授とカリキュラム研究協議会（the Society for Curriculum Study）によって準備されたものであり、Hanna教授と同協議会はキリスト教界、産業界、農場団体、さらにはそれらと同様な団体から数千の小冊子を収集し、これらが、“我々の憲法”、“住居”、“ロシア”、“市民の責任”、“家族生活”などのさまざまな单元で作りあげられた“独創性に乏しい入れ物”（scissors and paste-pot）の中に集められ、組み立てられていたという。その後、同シリーズの開発は、ロックフェラー財團の一般教育委員会（the General Education Board of the Rockefeller Foundation）からの助成金によって援助され、1940年、Americana Corporation社によって出版された。¹⁸⁾Hanna教授自身の指摘にもあるように、「各巻を構成する小冊子は最初旨く論述されてもいなければ、適切な解説も施されておらず、一方的記述（oneside of the story）の傾向があった」¹⁹⁾ため、教育課程委員会は、勧告した同巻にはかなりの修正の必要を感じ、州教育省及び出版業者と協力してそれらの改善に着手した。

このように、社会科の主題・内容に関する学年配置をめぐり、州教育省と州教育委員会・州教育課程委員会との見解が食い違ったにもかかわらず、州教育委員会側が一方的に同教科における統一的基準確立を指向したことが、計らずも「教科としての社会科」の存在基盤の希薄性を露呈するとともに、結果として攻撃者側に「州教育委員会が価値的に不確実な教科の意図的導入を企てている」との危機感を増大させ、しかもその統一的基準確立の具体的切り札の一つとして登場した「アメリカの構築」シリーズそのものも当初内容的に不備な点を内包していたことが、攻撃者側に攻撃の恰好な目標を与えることとなったのである。

(2) 「アメリカの構築」（Building America）論争の具体的経緯

[攻撃の開始]

先ず、攻撃の開始は、州教育課程委員会による同シリーズの採択勧告直前に、州教育委員会の教科書入札要求に対するPalo Altoの弁護士Aaron Sargentの異議申し立てから始まった。カリフォルニア協会公民権委員会（the citizenship committee of the California Society）、独立戦争継承者の会（Sons of the American Revolution）、さらには全アメリカ委員会（the All-American Committee）のような

組織を代表する、いわばこれらグループのスポーツマンであった Sargent は、州教育委員会の教科書入札要求において使用されている“社会科関連”的用語に最も強い反対の態度を表明するとともに、その異議申し立て書の中において、入札の要求が以下のカリフォルニア州教育法規定条項に違反しているとの主張を展開している。²⁰⁾

8273及び8274条 公立学校における党派的及び宣伝活動的教材の使用禁止規定

- | | |
|--------|---|
| 10051条 | 憲法、合衆国史の課程、及びアメリカの社会制度と理念に関する学習の要求規定 |
| 10053条 | 卒業要件としてのこれら教科の試験の実施規定 |
| 10302条 | 初等学校コースオブスタディーに関する規定 |
| 11291条 | 州教科書の配布に関する規定 |
| 12100条 | 教師の忠誠宣誓（oath of allegiance）の要求規定 |
| 13230条 | 生徒に真理、道徳性、公正の諸原理とアメリカ公民権上の諸権利、義務、価値に関して正しく理解させることを教師に要求する規定 |

彼は、異議申し立ての理由としてさらに以下の諸点をその特別陳述書の中で指摘している。²¹⁾

1. 入札の教唆（solicitations）は、法規定無視を立証していること。
2. 同州法規定に反して、社会科学の中に歴史を吸収合併し、歴史の独立した教科書を要求しなかったこと。
3. 社会科の構造（the Framework of the Social Studies）の陰に隠れた人々の真の目的が、公立学校に政治的宣伝活動を持ち込み、国際社会主義を教授しようとすることであったこと。
4. その所産として伝統と慣例を無視し、我々の政体が基盤とする根本原理を理解させない教授方法を採用しようとする慎重な企てがなされつつあったこと。

これらの内容を集約すれば、州の意図する教科書が極めて左翼的傾向を有し、教科書としては不適切であること、また、州が推進しようとしている「州全体にわたる社会科の統一的構造化」は、かかる左翼思想の普及を巧妙に企てるものであること、加えて関係機関及びそのメンバーは、それら危険思想の持ち主であるという点であったといえよう。

この異議申し立てにもかかわらず、教育課程委員会は、1946年7月12日、州教育委員会に対し数冊の社会科教科書の採択を勧告した。そこで、Sargent 弁護士は、同委員会の会議に出席し、彼及び彼の諮問者（相談役）（advisers）が教育課程委員会の勧告内容を見ておらず、その検討を行う時間的余裕もなかったこと、さらには自らもカリフォルニア州法に従った教科書を提出したいとの希望を主張した。²²⁾

[教科書行政関係機関による第1回検討]

州教育委員会のメンバーは、採択の延期は「単に州教育委員会の都合であり、異議申し立ての默諾ではない」点を明示した上で、彼らがその検討を行うまで全ての社会科教科書の勧告承認を一応保留した。続いて、1946年8月24日、教育課程委員会と州教育委員会はそれぞれ会議を開き、Sargent もその両方に出席した。そして、教育課程委員会の会議において、彼は社会科教科書の採択勧告の撤回を要求するとともに、教育課程委員会が「州による社会科の構造化」にもとづいた勧告を行うことは法規定違反であると再度主張した。とりわけ、彼は問題の「アメリカの構築」シリーズとその他三冊の教科書、すなわち「我々アメリカの隣人」（Our American Neighbors）、「彼らは南アメリカに住んでいる」（They Live in South America）、「旧世界からの贈り物」（Gifts from the Old World）に強

く異議を唱えた。²³⁾

しかし、検討の結果、州教育委員会は、同委員会会議において「アメリカの構築」の各巻以外の全ての教育課程委員会勧告の書物を採択することを決定した。

〔異議申し立て側の反発〕

そこで、Sargent は、前述諸組織を代表して、「我々は、我がアメリカの政体を弱めるために高い地位にある危険分子たちによって慎重に集められ、作られた基本計画を明示した証拠を暴露している。」とする一層厳しい論調の「アメリカの構築への反対声明」と題する文書を表し、採択勧告における教育課程委員会の行為に関する公開調査を要求した。その中で、彼は内容の多くがアメリカ政体の基本原理を損うとともに、政治的宣伝活動と見なされるほどに偏っていること、またかかる宣伝活動は急進的左翼グループを支持する傾向を示しており、同教材の使用は前述教育法令の各条項に違反しているとの非難を繰り返すとともに、上述図書が発刊のために設けられた最終期限を過ぎて提出されたことを理由に誠実に検討されたものでなかったとの主張を展開した。²⁴⁾

〔教科書行政関係機関による第2回検討〕

かかる異議申し立て者側の執ような非難攻勢に、州教育委員会は、州教育課程委員会の書記官、Harry McPherson を議長とした「教育課程委員会の三人のメンバーと教科書及び発刊局の長（Chief of the Bureau of Textbooks and Publications）である Ivan Waterman さらにはアメリカの構築の編集者と出版業者の代表からなる特別委員会」を設置し、同委員会に「アメリカの構築」シリーズに関するさらなる研究と改訂を指示した。そして、改訂後、再度の採択検討の過程で、Sargent から「NEA は破壊的、反アメリカ的組織である」との非難を含む異議申し立てが再びなされたが、最終的に、1947年1月、州教育委員会は、「アメリカの構築」の各巻の採択に踏み切った。²⁵⁾

〔攻撃の激化〕

ここに至り、Sargent は、同採択会議には出席せず、「彼の組織が採択手続に参加できなくなることを目的として、州教育長の事務局は採択会議に関する情報を意図的に知らせなかった」と主張する一通の書簡及びそれと内容的に全く等しい抗議電報を送付するとともに、「1927年教育課程委員会設置以来、教育課程委員会と州教育委員会が同州学校法の無視を含む一連の行為からして州法規定に違反してきた」として、全面的な対立姿勢を先鋭化していった。²⁶⁾

具体的には、Sargent によって代表される諸組織が、議会による調査を正式に申請要求することによって、最終的な論争の場は、以下二つの上院委員会へ移されることとなった。一つは、教育に関する上院委員会（the Senate Committee on Education）であり、もう一つは、教育に関する上院調査委員会（the Senate Investigating Committee on Education）である。とりわけ、後者の委員会は、教育省、州教育委員会、州教育課程委員会、そして「アメリカの構築」シリーズに関する全事項を含み、「公立学校制度に関する全ての実態」を検討することを職務として設けられた特別委員会であった。これらの委員会は、採択に対する異議申し立て者と採択の擁護者双方から提出された詳しい論拠（証拠）を聴取した。²⁷⁾

その中で、異議申し立て者側の中心的存在である Sargent 弁護士は、委員会提出書類中の以下の文書、すなわち、州知事及び多方面の主要な議員宛に出された「不当行為除去のための告訴及び請願書」（Complaint and Petition for Redress of Grievances）と一般配布用に印刷された「アメリカに対する売国行為」（The Betrayal of America）と題する文書において、「アメリカの構築」シリーズの内

容に対する自らの反対理由を再度明示しとともに、州レベルの教育行政関係者を厳しく攻撃している。攻撃の程度は増幅され、州教員養成機関 (state schools of education) 内の急進主義者 (radicals) によって破壊的な教員の養成計画が行われつつあり、加えて、NEA 及び進歩的教育運動も極めて破壊的団体及び活動であると厳しい糾弾をも行っている。上院の調査委員会付き弁護士 (the Senate counsel for the investigating committee) も、「アメリカの構築」シリーズの内容を非難するとともに、教育課程委員会のあるメンバーを共産主義活動組織のメンバーであったと告発した。²⁸⁾

しかしながら、当初、上院の調査委員の一般的な見解は、図書の選定に係る教育関係者ら自身は全く破壊的ではなく、むしろ共産主義的宣伝活動の手法に危険なほど無知であったとの見方が大勢であった。しかし、その後、アラメダ郡大陪審 (the Alameda County Grand Jury) や全米在郷軍人会カリフォルニア支部執行委員会 (the Executive Committee, American Legion, Department of California) による問題の教科書反対の決議案などの聴取を始めとした聴聞会の進行につれて、委員会内の見解は、異議申し立て者側優位に傾斜していった。²⁹⁾

[州教科書行政関係機関の対応]

これに対して、州教育長 Simpson と McPherson は、採択に関連する関係職員の行動に関する長大な摘要を州議会及び一般州民に表わし、上述の攻撃に応答した。かかる報告書によれば、問題の教材には通常の採択手続が取られ、改訂作業も出版業者との契約の下、機械的になされ、州教育委員会も通常通り教育課程委員会の採択勧告を承認する前に注意深く教材を検討しており、Simpson, McPherson の両者とも、採択には何等問題はなく、賛成であると証言されていた。加えて、彼らは、出版業者が検査、検討のために適切なる政府機関及び諸組織へその教材を届け出していたことも併せて指摘している。例えば、合衆国商業会議所 (The United States Chamber of Commerce) に対しては、商取引に関する諸部分を、退役軍人管理局 (the Veterans Administration) と全米在郷軍人会 (the American Legion) に対しては、退役軍人の取り扱いに関する諸部分をそれぞれ提出、承認されていましたし、教材内容のいくつかは親ソ的であるとの攻撃に対応するために、ニューヨークのソビエト領事館 (the Russian Consulate) に同国を取り扱った部分の検討を依頼し、同領事館から同書の内容に異議申し立てがあった事実を明らかにしていた。また、最高裁判所に対しても、合衆国憲法に関する部分の検討を依頼する予定であったことも明示した。³⁰⁾

次に、Simpson と McPherson は、問題の各巻が基本的歴史教科書ではなくて、あくまで新たな州による社会科の構造化 (state social studies framework) を実施するために意図された補助教材であることを強調している。具体的には、第 5 学年に合衆国史が、第 7 学年に旧世界の背景 (Old World backgrounds) (ヨーロッパ世界に関する予備知識) が導入され、そして、再び第 8 学年において合衆国史が学習されるシステムは、もし生徒が米国の政体と旧世界の (ヨーロッパの) それを比較しようとする際、極めて有意義な学習形態であり、「アメリカの構築」の出版もかかる比較学習的視点において学習を援助するために意図されたものであるとするものであった。³¹⁾

そして、最後に、破壊的教授方法が推進されつあるとの非難に対応しては、教育課程委員会及び教育委員会は、主として教育内容にのみ係っており、州により公的に定められた教授方法は一切存在していない点を指摘するとともに、「幅広い社会科の領域の中に歴史が吸収合併されていることは、州法違反である」との攻撃に対しては、Simpson と州教育委員会が、州法務長官 Robert Kenney に意見を求め、「法の要求に見合う書物を選定する法的責任は、州教育委員会に存すること、さらに関

連する二つの教科を一体化するか、それぞれ別に取り扱うかは重要なことではない」との回答を得ていた。³²⁾

しかしながら、論争の全容は異議申し立て者側によって一方的に印刷され、不必要に宣伝された。サンフランシスコ教育委員会や州議会などを始めとして多くの組織、さらには一般にも広く発刊、配布され、関係行政機関への不信感を醸成した。

Simpson は、かかる手口を破壊的なグループの活動に全国規模の关心を集めようとした恥知らずな努力と特徴づけ、「ある職業全体を攻撃しようとする企てが存在しており、公教育は社会全体の危険物として描かれていた」と非難している。³³⁾また、McPherson は、教育に関する上院委員会に出席し、「異議申し立ての内容の大半が支持され得ない個人的意見の表明と著しい誤報、さらには特定の関係職員に対しての反愛国的及び無能力的行動との確証のない攻撃で構成されている。」と反論して、Sargent の攻撃内容を否定した。³⁴⁾

その他、カリフォルニア図書館協会の知的自由に関する委員会 (the Committee on Intellectual Freedom of the California Library Association) を始め、カリフォルニア父母と教師の会 (the California Congress of Parents and Teachers)、カリフォルニア婦人有権者連合 (the California League of Women Voters)、さらにはカリフォルニア教員協会 (the California Teachers Association) などは、問題となった図書の採択を擁護し、関係行政機関側の妥当性を支持した。中でもとりわけ、カリフォルニア図書館協会の知的自由に関する委員会は、議会側弁護士 (counsel) の結論に多くの誤り (不正確な点) や不正確な引用、さらには事実の歪曲があったことを指摘している。³⁵⁾

[論争の結末]

最終的には、1947年6月、「教育に関する上院委員会」は、正式にその報告書を提出したが、その内容は、同委員会の9名の委員中1名が票決を棄権し、残り8名の結論が対立した格好となっていた。賛成、反対の両派とも関係行政機関の共同謀議との異議申し立てを立証するに十分な証拠がない点、さらには州教育長、州教育委員会、教育課程委員会が、申し立てのような破壊的性格を帯びていることもなければ、意図的及び明白に州法規定を犯してはいない点では、一致した意見を提示した。しかし、教科書内容の評価においては、4名のメンバーは、問題の図書が破壊的性格を帯びており、第7及び第8学年の生徒の使用には不適切であるとの意見であった。³⁶⁾

次に、1948年3月に提出された「教育に関する上院調査委員会」の報告書でも、Hanna 教授、州教育長 Simpson、さらには州教育委員会や教育課程委員会のメンバーが決して意図的に不忠誠ではなかったことが強調されましたが、問題の教材が公立学校における使用には不適当であり、共産主義的宣伝内容を含んでいるとの結論を提示して、最終的に州議会は、当該図書の使用を否定したのであった。³⁷⁾

実際のところ、上院委員会が設置される以前に、すでに上院議員 Jack B. Tenney による動議に基づき、「アメリカの構築」シリーズの採択に要する174,000ドルが緊急教科書支出金 (an emergency textbook appropriation) から暫定的にカットされていたが、³⁸⁾上述の結論により、カリフォルニア州における「アメリカの構築」シリーズの刊行及び使用の道は完全に閉ざされることになった。

[IV] おわりに

以上、概括的ではあるが、戦後「冷戦」期のカリフォルニア州における本格的教科書攻撃となった「アメリカの構築」論争を素描してきた。

それによると、本論争の主たる原因は、来述のごとく、①当時の時代的状況を背景としたマッカーシー旋風が愛国心高揚の動きとタイムリーに融合していたことと、②州主導による「社会科の構造化」に関する関係諸機関内の見解の相違、さらにはそれに係る関連教材の内容上の不備が、前述状況を背景とした政治的右翼集団の攻勢に恰好の糸口を与えたことが上げられよう。

そして、本論争におけるそれら攻撃者側のねらいは、直接的には、①当該教科書そのものの抹殺、②州主導による「社会科の統一的構造化」の阻止、さらには③関係機関及び職員の失脚ではあったが、究極的には、それらを通じた社会全体の政治的右傾化を意図したものであったと考えられる。

また、本論争の結果、攻撃者側は、教科書問題に対する議会の不当調査導入に成功することによって、①教科書を本格的政治戦略の道具に使用する道を開き、②教育政策（教科書制度含む）におけるロビイストの暗躍を促すことになった。そして、それらのことが③教科書及び教科書行政関係機関に対する州民の不信感を拡大醸成するとともに、その後の州内において出版業者らにより展開される第二次教科書攻撃の際、彼らに恰好の攻撃戦略を提示する結果となった。

視線を全米に向ければ、カリフォルニア州における今回の事件での成功が契機となり、全米独立戦争継承者協会（the National Society, Sons of the American Revolution）は、連邦議会の非米活動委員会（the House Un-American Activities Committee）に公立学校に導入されつつある「破壊的教科書及び教材の州間通商」を調査するよう請願書を提出し、同委員会は、全米の学校及び大学に対して、使用されている社会科教材のタイトルを届け出るよう要求することになった。³⁹⁾その意味においては、今回の論争事件は、教科書攻撃の全米的拡がりの端緒となったといえよう。

Simpson 教育長の「カリフォルニアの学校において使用される教科書を調査する臨時的な委員会が、調査の事項に関連して、すでに公教育制度への敵意をはっきりと意志表示している人々で構成されている組織の多くのメンバーや議長で占められている」⁴⁰⁾との指摘や「教育関係者は公平な調査に反対したり、共産主義者と判断される者を採用したりはしないが、不当に指揮された調査には憤慨している」⁴¹⁾との反対声明に見られるように、本論争期間中、州教科書行政関係機関は、敗れはしたものの、最後まで攻撃者側の不当攻撃と州議会による不当調査に反対し続けた。このことは、換言すれば、「州教育行政機関は州内公教育の全てのレベルにおいて最低限度の基準を確立、維持することによって、州民に対し一定水準の教育を保障する直接的責任と義務を有している」との認識に基づいた良識的立場を保持し続けたことを意味するものであり、その点においては、一定の意義をもつものといえようが、同州教科書制度が非教育的団体の政治的圧力に極めて攻撃されやすい点を露呈し、結果としてかかる攻撃が、州教科書制度を通じた上述基本的原理の実際的運用上、大きな疎外要因となっただけではなく、同州教科書行政史上、大きなマイナスであったと言わざるを得ないのではないだろうか。

【註】

- 1) 例えば、教科書行政に関して、その採択権限を地方教育行政当局や各学校レベルへ委任している州が27州、それに対して州教育行政機関がかかる権限を行使している州は23州と、極めて多様な状況にある。
R. English, "The Politics of Textbook Adoption", *Phi Delta Kappan*, Vol. 62, 1980, p. 275.
- 2) 金子忠史「世界の教科書はどうなっているか」『季刊教育法』41号1981年pp. 116-120.、沖原豊「海外の教育—アメリカの教科書制度」『教職研修』1982年10月号pp. 18-20.、拙稿「米国公立学校の教科書採択をめぐる判例動向」『広島大学大学院教育学研究科博士課程論文集』第8巻1982年pp. 53-60.、拙稿「米国地方教育委員会の教材決定権」『日本教育行政学会年報』第9号1983年pp. 233-250. がある。
- 3)これまで、本研究の成果として、第一報「米国カリフォルニア州統一教科書採択・刊行制度の歴史的変容—19世紀後半から20世紀初期を中心に—」『教育行政学研究』西日本教育行政学会第8号1986年pp. 41-59.、第二報「米国カリフォルニア州教科書行政の歴史的変容—1912年無償教科書法の成立事情—」『高松短期大学研究紀要』第19号1989年pp. 11-19.、第三報「米国カリフォルニア州教科書行政の歴史的変容—州教育課程委員会の成立とその意義—」『日本教育行政学会年報』第14号1988年pp. 226-241.、第四報「米国カリフォルニア州教科書行政の歴史的変容—州教育委員会と州教育課程委員会とのパートナーシップ問題を中心に—」『教育学研究紀要』中国四国教育学会第34巻第一部1988年pp. 257-262. を明らかにしている。参照頂ければ幸甚である。
- 4) 前掲第一報p. 44.
- 5) 前掲第一報pp. 48-50.
- 6) 前掲第一報pp. 54-55.
- 7) 前掲第二報pp. 11-14.
- 8) 前掲第三報pp. 230-235.
- 9) 前掲第四報pp. 258-261.
- 10) J. A. Lufkin, *A History of The California State Textbook Adoption Program*, The Ed. D. of University of California, Berkeley, 1968, p. 158.
- 11) *Ibid.*
- 12) M. A. Raywid, *The Ax-Grinders*, (New York Mcmillan Co., 1962), pp. 22-34.
- 13) D. Hulburd, *This Happened in Pasadena*, (New York Mcmillan Co., 1951), cited in Lufkin, *op. cit.*, p. 159.
- 14) M. A. Raywid, *op. cit.*, pp. 22-34.
- 15) 前掲第一報及び第二報にこの点は、詳述している。
- 16) H. M. McPherson, interview with Lufkin, October 14, 1967, cited in Lufkin, *op. cit.*, p. 143.
- 17) R. E. Simpson, "The Study of History, Geography, and Related Subjects in the California Schools," *California Schools*, XVII, No. 9, (September, 1946), pp. 231-239.

- 18) Senate Investigating Committee on Education, Third Report, *Textbooks*(Sacramento: The Senate, 1948), pp. 57–115.
- 19) J. R. Hedges, “History of the California State Curriculum Commission”, Unpublished doctoral dissertation, University of California, Los Angeles, 1957, p. 186.
- 20) R. E. Simpson and H. M. McPherson, “A Summary of Actions of the State Board Education and the State Curriculum Commission in Adopting Building America,” *California Schools*, XVIII, No. 4, (April, 1947), pp. 62–63.
- 21) *Ibid.*
- 22) *Ibid.*
- 23) State Curriculum Commission Minutes, August 24, 1946, p. 1.
- 24) J. R. Hedges, *op. cit.*, pp. 182–184.
- 25) R. E. Simpson and H. M. McPherson, *op. cit.*, pp. 66–67.
- 26) State Board of Education Minutes, January 10–11, 1947, pp. 1979, 1982–1986.
- 27) J. A. Lufkin, *op. cit.*, p. 150.
- 28) J. R. Hedges, *op. cit.*, pp. 191–195.
- 29) *Ibid.*, pp. 201–202.
- 30) R. E. Simpson and H. M. McPherson, *op. cit.*, pp. 62–67.
- 31) *Ibid.*, p. 64.
- 32) *Ibid.*
- 33) R. E. Simpson, “Postwar Progress in the Public School System,” *California Schools*, XVIII, No. 11, (November, 1947), p. 243.
- 34) J. R. Hedges, *op. cit.*, p. 195.
- 35) J. A. Lufkin, *op. cit.*, p. 154.
- 36) R. E. Simpson, “Reports of the Senate Committee on Education,” *California Schools*, XVIII, No. 6, (August, 1947), pp. 169–171.
- 37) Senate Investigating Committee on Education, *op. cit.*, p. 19.
- 38) J. R. Hedges, *op. cit.*, p. 191.
- 39) Elaine Exton, “The Textbook Probe of the House Un-American Activities Committee,” *The American School Board Journal*, CIX No. 3(September, 1949), pp. 55–56, 61.
- 40) *Ibid.*
- 41) *Ibid.*

[なお、本稿は、平成元年度文部省科学研究費補助金（一般研究 C）による研究成果の一部である。]